



福岡県労働教育講座



福岡県マスコットキャラクター

「エコトン」

福岡県では、労働法や労働問題に関する基本的な事柄について、
実例を交えわかりやすく解説する労働教育講座を開催しています。

～講演テーマ～

働き方改革関連法で何が変わったの？

～具体的事例を踏まえて～

日時

令和2年

8月21日(金)

19:00～20:30

(18:30開場)

会場

えーるピア久留米

301・302研修室

(久留米市諏訪野町1830-6)

参加無料!

(要申込み・先着順)

対象

- ・働かれている方々
- ・これから働こうとされている方々
- ・労働問題等に関心がある方など



講師:田中 久仁彦 氏

(かばしま法律事務所 弁護士)

講師プロフィール

かばしま法律事務所所属弁護士

福岡県弁護士会労働法制委員会委員

離婚・相続・交通事故に加え、労働者側使用者側双方の労務問題にも積極的に取り組んでいる。

2019年4月に「働き方改革関連法」が施行され、その中で「時間外労働の上限規制」や「年休取得の義務化」、「同一労働同一賃金」等について規定されました。

「この法律で私達の働き方がどう変わったのか?」と多くの方は疑問をお持ちだと思います。そうした皆様の疑問を、具体的事例を交えた解説により解消します。

主催:福岡県 共催:久留米市、久留米市雇用・就労推進協議会、福岡県弁護士会

令和2年度 福岡県労働教育講座（第1回）

<日程・会場・内容>

講座	地域	日時	共催
		会場	講師
労働教育講座	福岡	8/31(月) 19:00~20:30	(共催)福岡市、福岡県弁護士会
		福岡商工会議所ビル2階 第2研修室 (福岡市博多区博多駅前 2-9-28)	西野 裕貴 氏 (福岡城南法律事務所 弁護士)
	北九州	8/18(火) 19:00~20:30	(共催)北九州市
		第一小倉商工会館 会議室 A (北九州市小倉北区魚町 2-6-1)	奥谷 紀子 氏 (福岡産業保健総合支援センター 外部員対策促進員)
	筑後	8/21(金) 19:00~20:30	(共催)久留米市、久留米市雇用・就労推進協議会、福岡県弁護士会
		えるピア久留米 301・302 研修室 (久留米市諏訪野町 1830-6)	田中 久仁彦 氏 (かばしま法律事務所 弁護士)
	筑豊	8/27(木) 19:00~20:30	(共催)飯塚市、福岡県弁護士会
		飯塚市役所2階 多目的ホール (飯塚市新立岩 5-5)	泊 祐樹 氏 (かばしま法律事務所 弁護士)

※ 開場は開始時間の30分前です。

※ 各会場とも駐車場の用意はございませんので、公共交通機関での来場にご協力ください。

<参加申し込みについて>

参加申し込みは、電話、FAX、電子メール、郵送にてお願いします。

電話 : 092-643-3585 (平日 8:30~17:45)

FAX : 092-643-3588

電子メール : koyou-kikaku@pref.fukuoka.lg.jp

郵送 : 〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7 福岡県労働政策課

※ 申込後、受講票の送付等はいたしませんので、当日直接会場にお越しください。

※ 新型コロナウイルス感染症対策のため、受講にあたっては、マスクの着用等の御協力をお願いいたします。(詳細は県HPを御覧ください)

FAXでお申し込みの場合は、下記に記載の上直接ご送信ください。

参加会場 (○をお付けください)		福岡 (8/31) ・ 北九州 (8/18)	
※複数に○をつけていただいても結構です		筑後 (8/21) ・ 筑豊 (8/27)	
参加される方の	職業	会社員 ・ 公務員 (団体職員) ・ 事業主 ・ その他 ()	
	(フリガナ) お名前		
ご連絡先	電話		FAX
	電子メール		
	住所		
その他特記事項	※ 講演にかかる希望等があればあわせてご記載ください。		

※記載いただきました個人情報は、厳正な管理の下、講座の運営にのみ使用させていただきます。

主催/お問い合わせ先: 福岡県福祉労働部労働局労働政策課 (企画調整係)

TEL: 092-643-3585 FAX: 092-643-3588

E-mail: koyou-kikaku@pref.fukuoka.lg.jp ※詳細は県HPをご覧ください⇒

